

## 2. 地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保

これまで地域活動を支えてきた連合振興町会<sup>注10</sup>、地区社会福祉協議会<sup>注11</sup>など地縁による団体においては、その担い手不足やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。

そのため、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、また、企業やNPO、社会福祉施設や福祉サービス事業者についても、地域社会の一員としての観点から、活動の新たな担い手となるよう取り組むことが重要です。

地域福祉活動の担い手としての区民、福祉専門職、行政職員が、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みをすすめていきます。

### 【取り組みの方向性】

- (1) 地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対してICT<sup>注35</sup>による情報発信や誘い出し
- (2) 将来の担い手の育成に向けて、こどもの頃から地域福祉活動に親しみを持てるしかけづくり
- (3) 社会福祉法人などの社会貢献活動との協働の取り組み
- (4) 企業・大学・専門学校などへの働きかけ、ニーズとのマッチング、有償活動も視野に入れた取り組み

### 【具体的な取り組み】

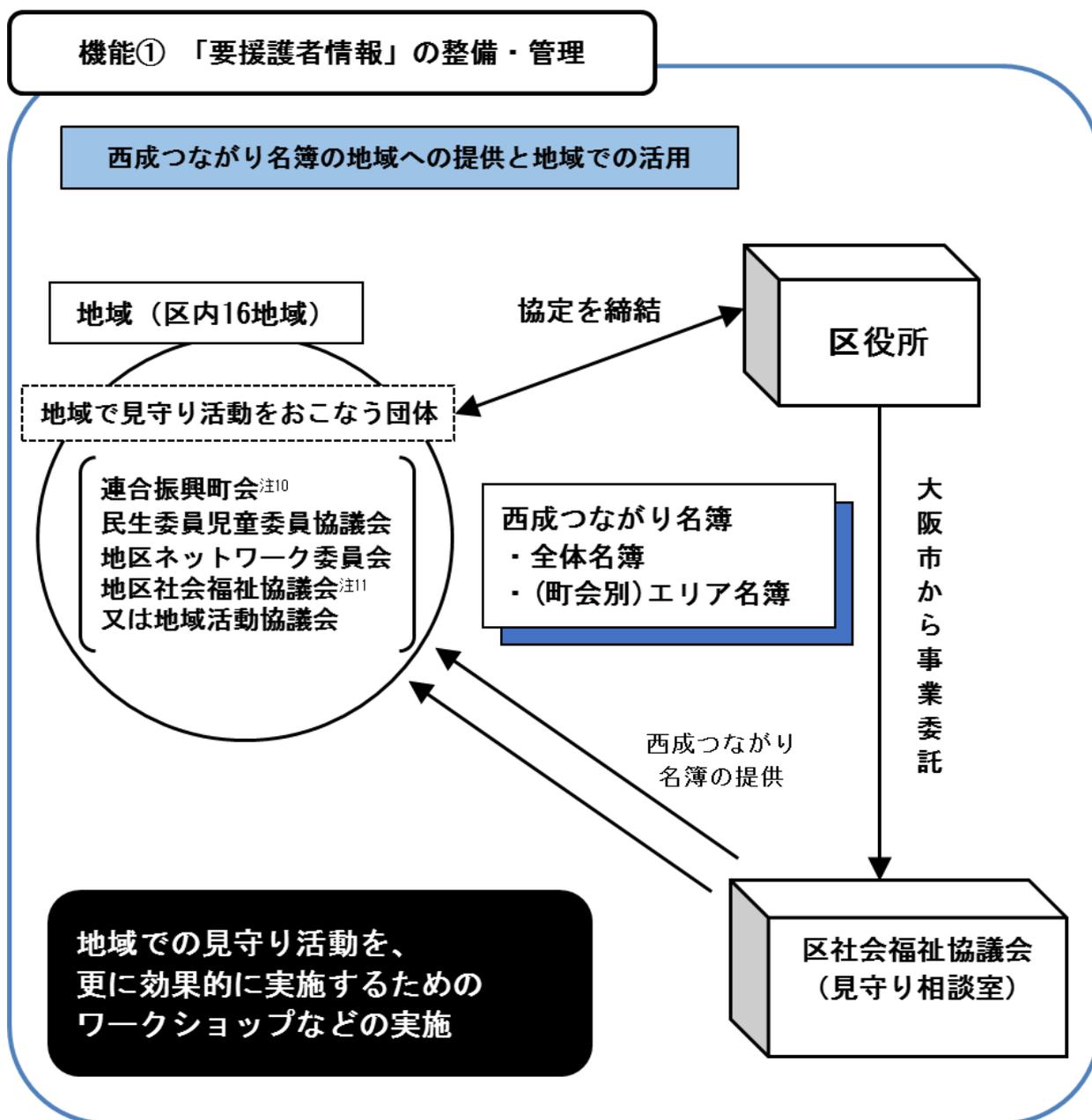
取り組み	内容
区社協ボランティア・市民活動センターによる市民活動への参加促進 <sup>(取27)</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>・だれもがボランティア活動ができる地域社会をめざし、地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題の解決に取り組めるよう支援します。さらに、あらゆる人の社会参加を支援（居場所づくりやボランティアグループ活動など）し、ボランティア活動者や福祉教育を担う住民の育成をすすめます。</li><li>・地縁型組織とテーマ型の活動団体、企業（社会貢献活動）とのつなぎ・協働を促進し、多様なニーズに対応しうる関係機関、団体との連携・協働をすすめていきます。</li></ul>
生活支援体制整備事業 <sup>(取25)</sup> (生活支援コーディネーター <sup>注29</sup> )	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援コーディネーターによるニーズや地域資源の把握、ネットワークの構築、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及び介護予防・生活支援サービスの創出支援などをおこなっていきます。</li></ul>

取り組み	内 容
福祉体験学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 車いすやアイマスク、高齢者疑似体験を通して、体の不自由さによる障がいについて具体的に考える機会をもつこと、また障がいがある人たちと「共に生きる」ために大切なことを考えること、そして福祉や介護などについて身近にとらえ、実践する力を養うことを目的として実施していきます。</li> </ul>
地域福祉活動の担い手を確保するための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでのアクションプランの取り組みを踏まえ、「新しい人の参加」「情報提供の充実」「担い手の発掘・育成」に引きつづき取り組むこととし、本計画の広報周知の機会から、地域福祉活動に関心をもち、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとなるようにすすめていきます。</li> </ul>
社会資源を活用した新たなつどいの場所の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域には各種地域福祉に関わる団体やボランティア、相談支援機関、社会福祉施設、福祉事業所、企業、NPO などさまざまな資源になり得る機関や団体があります。そうした機関や団体、ボランティアなどと協力しながら、地域でのさまざまなニーズや既存の活動を把握し、不足していることについては新たにつどいの場を開発することも一つの解決方法として検討しています。</li> <li>• 新たなつどいの場では、だれもが気兼ねなく参加し関係をつくり、支援を受けるだけでなくお互いに支え合うことができる内容を念頭に実施していきます。</li> </ul>
中高生の災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区役所、消防署、警察署、区社会福祉協議会などが連携して区内の小中学校の土曜授業を活用した防災教育（防災知識の学習・避難訓練・防災体験学習など）に取り組んでいます。</li> <li>• 消防署では、中学生の職場体験（防火防災講話、防災訓練、普通救命講習）や中学生への可搬式ポンプの操作指導や地域防災リーダーとの地域でのつながりの認識が深まる取り組みをすすめています。</li> <li>• 区社会福祉協議会では、災害時におけるボランティア活動に関する研修、講習会などを実施し人材育成に取り組んでいます。</li> </ul>

### 3. 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

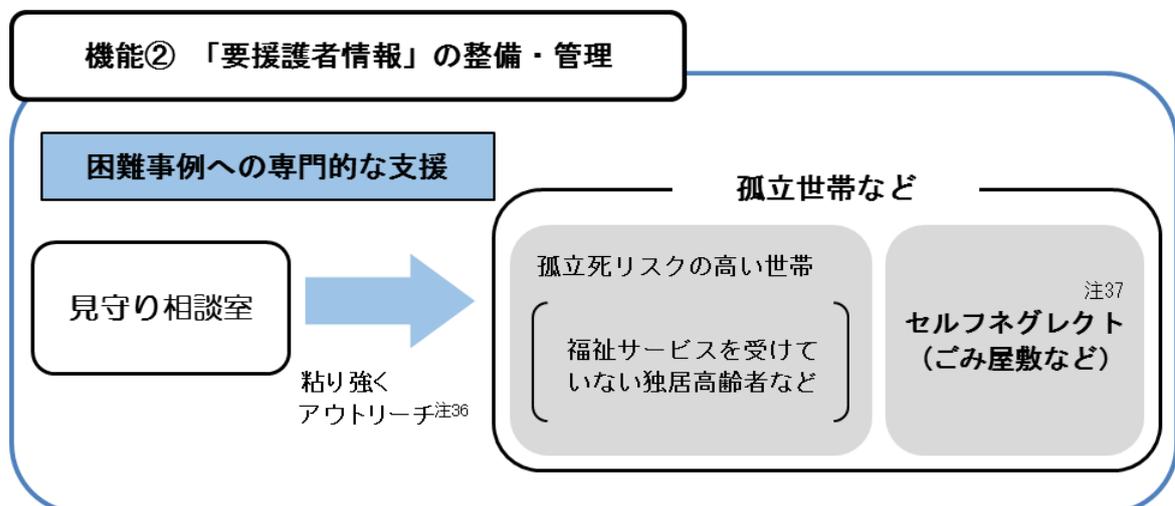
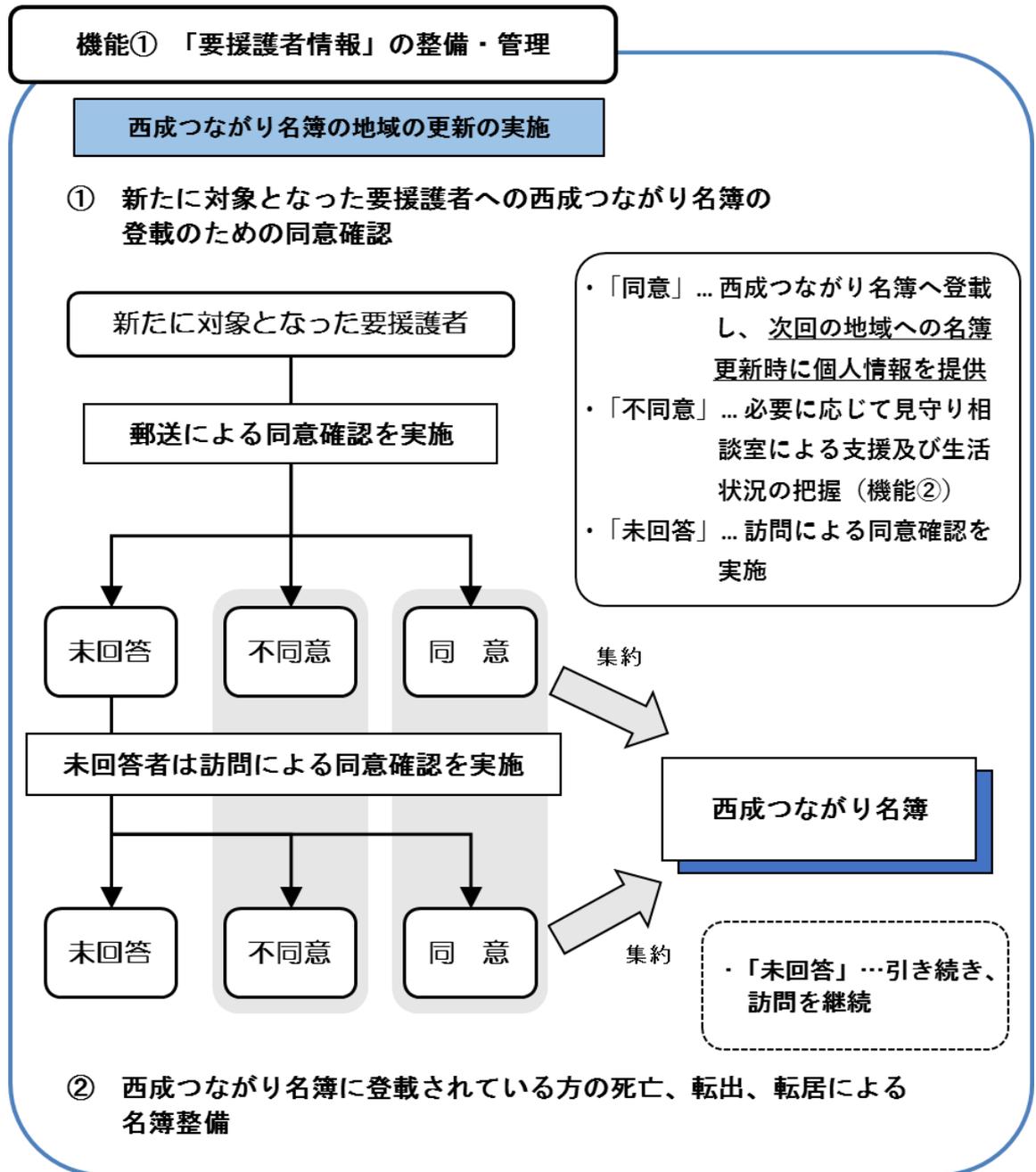
孤立死<sup>注28</sup>の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた要援護者情報の地域との共有、認知症高齢者<sup>注24</sup>が行方不明になった場合の早期発見などが課題となっており、大阪市においては、これまでの取り組みに加え、2015（平成27）年度から、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みとして、西成区社会福祉協議会<sup>注9</sup>に「見守り相談室」を設置して「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業<sup>取30</sup>」に取り組んでいます。

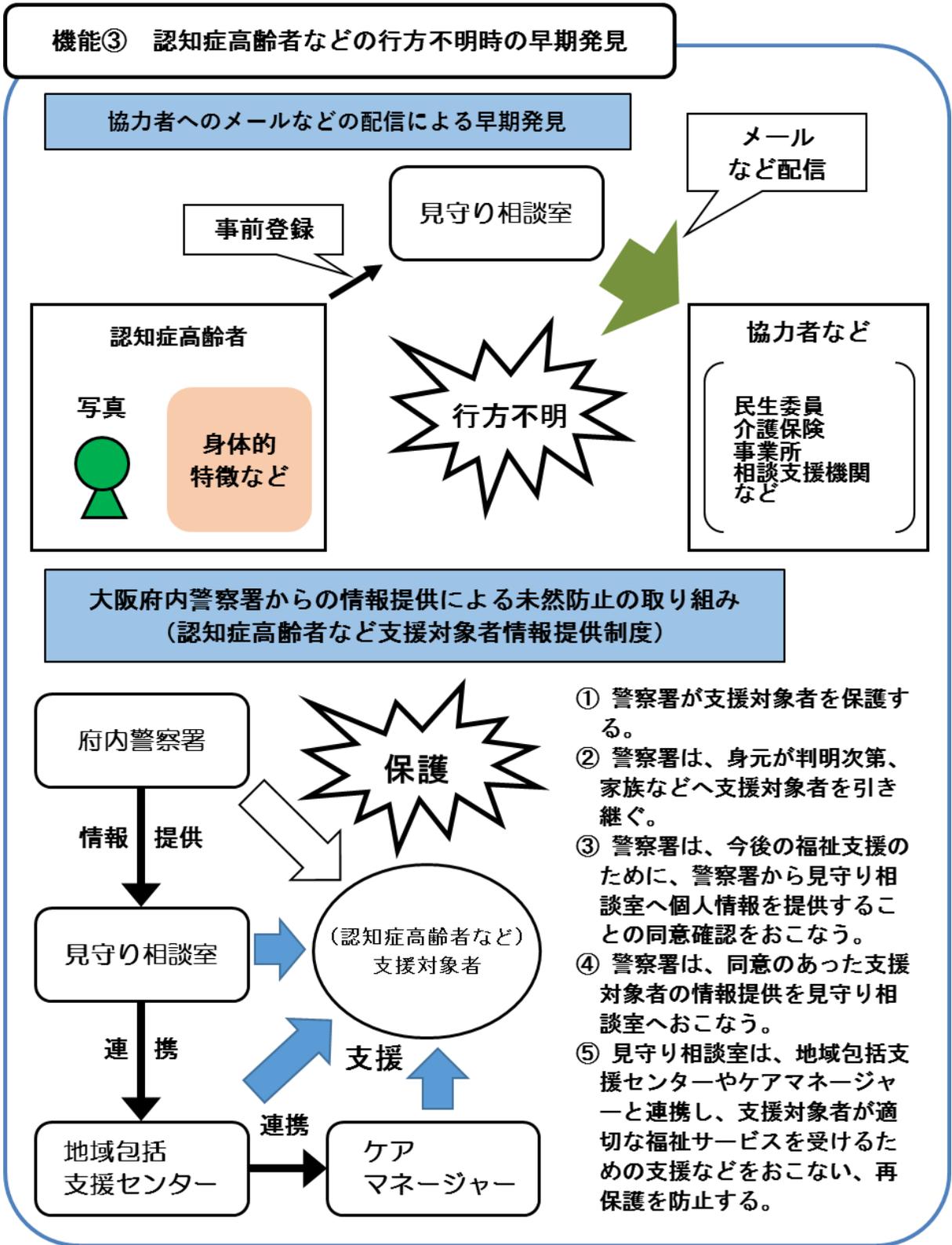
#### 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業<sup>取30</sup>（イメージ図）



（次ページにつづく）

(前ページより)





西成区では、地域へ提供する要援護者名簿を「西成つながり名簿<sup>注31</sup>」の愛称とし、名簿提供に際しては、地域ごとの意向に応じた提供方法を実施し、また、見守り相談室によるワークショップをおこなうなど、地域と一体となった取り組みをすすめてきました。

### 【取り組みの方向性】

地域への情報提供に係る同意確認については継続して取り組むとともに、同意確認の過程で訪問しても会えないケースも多いことから、粘り強く訪問をおこない、同意を得られなかった方へは、本人との間で信頼関係を構築し、地域の見守りにつないでいきます。

また、地域へ提供した西成つながり名簿<sup>注31</sup>を更新する際には、見守り活動を継続する動機づけとなるような取り組みが必要です。さらに、地域によっては、十分な見守り活動がおこなえていない状況もあることから、地域の実情に応じた効果的な見守り支援の手法について、地域と一緒に検討をおこない、災害時の避難支援にもつながるよう取り組みをすすめます。

### 【具体的な取り組み】

取り組み	内容
地域へ提供した西成つながり名簿 <sup>注31</sup> の更新と地域での見守り活動を拡げる働きかけ（ワークショップ）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域へ提供した西成つながり名簿<sup>注31</sup>の更新をおこないます。</li><li>• 西成つながり名簿<sup>注31</sup>をもとに、名簿登載者を地域の地図上で確認することで情報共有することができ、また、見守りについて考えるきっかけづくりや見守り活動の必要性を感じてもらうことや、地域の人だけではなく見守り活動の輪を広げていけるように支援をおこなっていきます。</li></ul>
自主防災組織との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自主防災組織からの依頼による研修会への講師派遣、各地域で開催される防災訓練への支援をおこなっていきます。</li></ul>
防災協力事業所と地域との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自主防災組織の地域訓練を支援するにあたり、該当地域内の「防災協力事業所」に対し、訓練参加の呼びかけをおこなうことにより、地域と協力事業所の連携をはかっていきます。</li><li>• 防災リーダーを対象としたアドバンス講習会に、「防災協力事業所」に対しても参加を依頼し、地域の方と顔の見える関係づくりをおこなっていきます。</li></ul>
福祉施設と地域の合同の研修や訓練の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「西成区地域防災検討会議」での意見を踏まえ、福祉施設と地域の合同の研修や訓練の開催にむけて取り組みをすすめます。</li></ul>

## 《トピックス》

### ○西成区つながり・支え合い推進フォーラム<sup>注38</sup>

地域における要援護者の  
見守りネットワーク強化  
事業<sup>(取30)</sup>により、  
「安心して暮らせる  
地域づくり」  
「日ごろからの見守り活動」  
をめざして、



各地域の取り組みなどの報告、意見  
交換などのフォーラム<sup>注38</sup>を実施し  
ます。

要援護者名簿の整備と地域への情報提供に係る同意確認については、2006(平成18)年10月から開始した西成区緊急時(災害時)要援護者登録事業や2013(平成25)年度に地域福祉推進パイロット事業<sup>注39</sup>として実施してきました「防災つながりサポート事業<sup>注40</sup>」において西成区が実施してきた要援護者支援の取り組みを全市的に拡大したものです。

#### 4. 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

現在、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが浮き彫りになっています。また、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする方もいます。

大阪市では、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するために、2017（平成29）年度から市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者が集まり、支援策を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に取り組んでいます。

西成区においても、これまで、高齢者、障がい者及び子育て（児童・ひとり親）の福祉分野別で専門的な取り組みを強化してきましたが、複合的な課題を抱える人への支援においては、他の福祉分野との連携が難しいといった『縦割り』の仕組みが課題となっていました。

西成区地域福祉ビジョンでは、「福祉分野別での専門的な取り組みは残しつつ、おおむね小学校区若しくは中学校区の圏域による地域において、さまざまな課題に対応できる支援をおこなう取り組みが必要とされる。」として、これまで個別のケア会議などで関係する他の福祉分野の参加を働きかけてきました。

今後は、より一層取り組みをすすめるため、相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携する支援体制の構築と仕組みの定着をはかります。

#### 【取り組みの方向性】

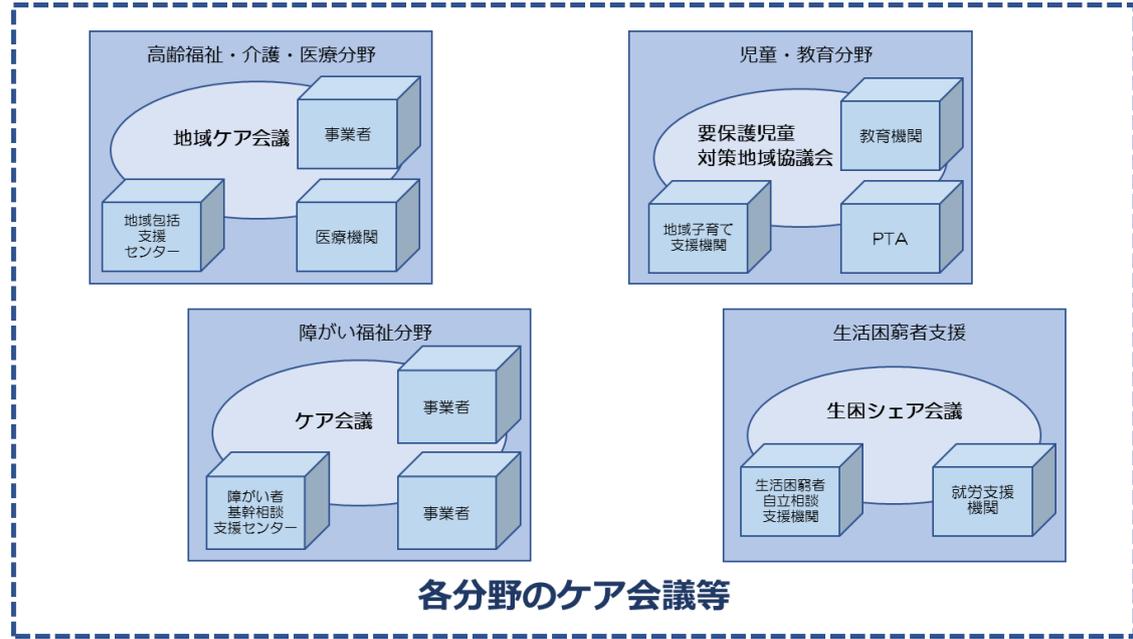
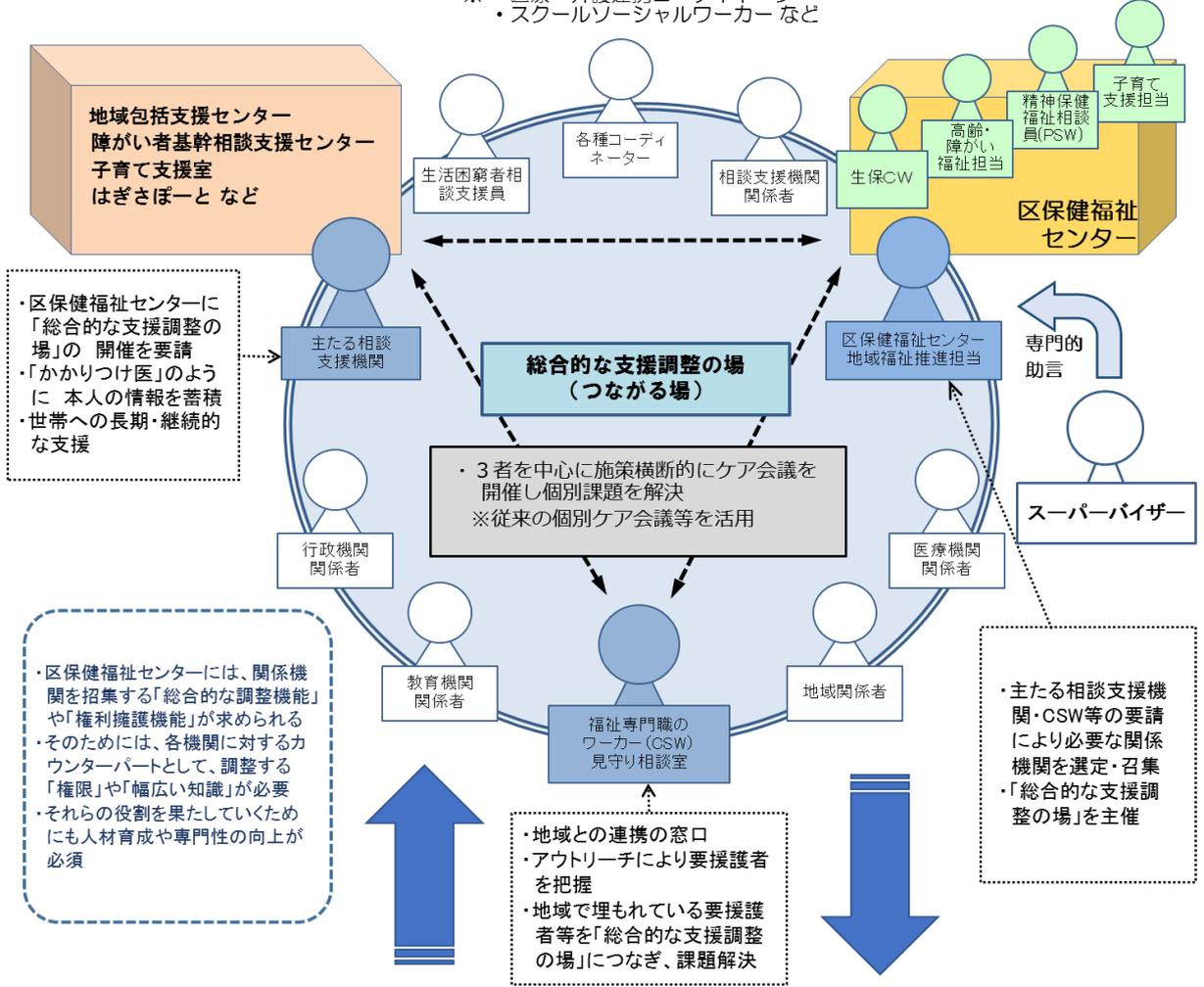
- (1) 複合課題など支援困難事例に対し、的確に対応し課題解決できる仕組みの構築
- (2) 地域における気づきとつなぎの場の活動<sup>(取 10)</sup>
- (3) 問題が深刻化する前に対応できる「予防的アプローチ」の実施

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	内 容
総合的な支援調整の場の開催	・ 複合的な課題を抱えた要援護者を支援するために、区保健福祉センターが中心となり、相談支援機関や地域の関係者が一堂に集う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、要援護者の世帯全体の支援方針や役割分担を明確にします。また、専門家など（スーパーバイザー）の派遣を受け、専門的な助言を受けることにより、連携の強化やスキルアップをはかります。

# 【複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築】

※・医療・介護連携コーディネーター  
 ・スクールソーシャルワーカー など



## 総合的な支援調整の場（つながる場）を開催する事例

80代の母（認知症）と50代の息子（統合失調症）の二人世帯

### ◇世帯の状況

- ・ これまで母が息子の世話をしてきたが、母の認知症が進行し、息子の服薬管理が困難になっている。
- ・ 息子の症状が悪化し、大声で騒ぐことを繰り返すため、近隣住民が警察に通報した。
- ・ 母も不安定な状態になり、近隣住民との関係が悪化し、地域からも孤立している。
- ・ 息子から母に対する虐待のおそれあり。



### ◇支援における課題

地域包括支援センター（包括）が母の支援、障がい者基幹相談支援センター（障がいC）が息子の支援と、それぞれ個別に支援をおこなうも、「縦割り」になっており、効果的な支援ができていない。

- ・ 自らの専門分野以外の対象者に直接関与できない
  - 【包括】 母の不安定な状況の原因が息子の状態悪化にあるのでは、と考えているが、息子に対し直接関与しづらい。
  - 【障がいC】 母は息子の世話を他人に任せることを嫌がるため、息子の服薬管理を母に任せているが、飲み忘れなどが多く、母の容態が気にかかる。
- ・ 支援方針が統一されない
  - 【包括】 息子の状態が悪化しており、虐待のおそれもあるので、母を施設入所させるべきと考えている。
  - 【障がいC】 息子が在宅生活を望んでいることを優先して、今後も母に服薬管理など、息子の世話をしてほしいと考えている。

各機関から相反する方針を聞かされたため、母が混乱し、支援を拒否

## ◇ つながる場開催の流れ

① 区保健福祉センターの「つながる場」担当は、高齢者支援、障がい者支援などの福祉分野を超えて連携をするケースがあるとの情報提供を包括から受ける。



② 「つながる場」担当は、必要な情報を収集し、世帯の状況を確認する。関係機関の選定などにあたり、スーパーバイザーからの専門的な助言を受ける。



③ 「つながる場」担当は関係機関を招集し、「つながる場」を開催する。  
(既存の地域ケア会議の活用も可能)

### つながる場のメンバーとなる関係機関の選定先

- 【区役所】 高齢担当、障がい担当、生活保護ケースワーカー、精神保健福祉相談員
- 【高齢関係】 地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス提供事業所
- 【障がい関係】 障がい者基幹相談支援センター、サービス提供事業所
- 【医療関係】 訪問看護ステーション（訪看）
- 【地域関係】 民生委員児童委員、地域ネットワーク委員
- 【その他】 見守り相談室、警察署



## ◇ 共有した支援方針と役割分担

### 【支援方針】

- ・ 母・息子ともに在宅生活の継続をめざす。
- ・ 近隣住民も含めて、見守り支援体制を構築する。

### 【役割分担】

- 包 括 ⇒ 母へ支援方針の説明、デイサービスの利用勧奨
- 障がいC ⇒ 息子へ支援方針の説明、作業所への通所勧奨
- 訪 看 ⇒ 息子に対する服薬管理
- 見守り相談室 ⇒ 近隣住民に世帯の緩やかな見守りを理解してもらう。

## ◇ その後の状況

### 【世帯の変化】

- ・ 息子が障がい福祉サービスなどを受け入れることができた。
- ・ 息子の状態の安定に伴い、母の状態も落ち着いた。
- ・ 息子が作業所に、母がデイサービスに通うことができるようになり、在宅生活を継続できるようになった。

### 【関係機関の連携】

- ・ 「つながる場」をきっかけとして、顔の見える関係が構築され、密に連絡を取り合えるようになった。
- ・ それぞれの相談支援機関や支援者の負担感が軽減された。

### 【地域の見守り活動と相談支援機関の連携】

- ・ 地域からの理解を得られ、気になる変化があれば相談支援機関に連絡が入るなど、「緩やかな見守り体制」が構築された。